

1 議 事 日 程（3日目）

〔令和2年太宰府市議会第1回（3月）定例会〕

令和2年3月19日

午前10時開議

於 議 事 室

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | 議案第6号 | 太宰府市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
（総務文教常任委員会） |
| 日程第2 | 議案第7号 | 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会） |
| 日程第3 | 議案第8号 | 臨時的に任用された職員の分限に関する条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会） |
| 日程第4 | 議案第9号 | 太宰府市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会） |
| 日程第5 | 議案第10号 | 太宰府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会） |
| 日程第6 | 議案第11号 | 太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会） |
| 日程第7 | 議案第12号 | 太宰府市立図書館条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会） |
| 日程第8 | 議案第13号 | 太宰府市印鑑条例の一部を改正する条例について（環境厚生常任委員会） |
| 日程第9 | 議案第14号 | 太宰府市税条例等の一部を改正する条例について（環境厚生常任委員会） |
| 日程第10 | 議案第15号 | 太宰府市公園条例の一部を改正する条例について（建設経済常任委員会） |
| 日程第11 | 議案第16号 | 令和元年度太宰府市一般会計補正予算（第7号）について（分割付託） |
| 日程第12 | 議案第17号 | 令和元年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について（環境厚生常任委員会） |
| 日程第13 | 議案第18号 | 令和2年度太宰府市一般会計予算について（予算特別委員会） |
| 日程第14 | 議案第19号 | 令和2年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算について（予算特別委員会） |
| 日程第15 | 議案第20号 | 令和2年度太宰府市後期高齢者医療特別会計予算について（予算特別委員会） |
| 日程第16 | 議案第21号 | 令和2年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について（予算特別委員会） |

日程第17 議案第22号 令和2年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について（予算特別委員会）

日程第18 議案第23号 令和2年度太宰府市水道事業会計予算について（予算特別委員会）

日程第19 議案第24号 令和2年度太宰府市下水道事業会計予算について（予算特別委員会）

日程第20 議案第25号 令和元年度太宰府市一般会計補正予算（第8号）について

日程第21 意見書第1号 I R推進法及びI R整備法の廃止を求める意見書（建設経済常任委員会）

日程第22 太宰府市議会災害対応調査特別委員会最終報告について

日程第23 閉会中の継続調査申し出について

2 出席議員は次のとおりである（18名）

1番	柳原 莊一郎	議員	2番	宮原 伸一	議員
3番	船越 隆之	議員	4番	徳永 洋介	議員
5番	笠利 毅	議員	6番	堺 剛	議員
7番	入江 寿	議員	8番	木村 彰人	議員
9番	小島 真由美	議員	10番	上 疆	議員
11番	原田 久美子	議員	12番	神武 綾	議員
13番	長谷川 公成	議員	14番	藤井 雅之	議員
15番	門田 直樹	議員	16番	橋本 健	議員
17番	村山 弘行	議員	18番	陶山 良尚	議員

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（20名）

市長	楠田 大蔵	副市長	清水 圭輔
教育長	樋田 京子	総務部長	石田 宏二
総務部理事	山浦 剛志	総務部理事	五味 俊太郎
市民生活部長	濱本 泰裕	都市整備部長	井浦 真須己
観光経済部長	藤田 彰	健康福祉部長	友田 浩
教育部長	江口 尋信	総務課長併 選挙管理委員会書記長	川谷 豊
元気づくり課長	安西 美香	市民課長	池田 俊広
保育児童課長	大塚 源之進	社会教育課長	木村 幸代志
都市計画課長	竹崎 雄一郎	上下水道課長	佐藤 政吾
観光推進課長兼 地域活性化複合施設太宰府館長	友添 浩一	監査委員事務局長	福嶋 浩

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長	阿部 宏亮	議事課長	吉開 恭一
書記	斉藤 正弘	書記	高原 真理子
書記	岡本 和夫		

再開 午前10時00分

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（陶山良尚議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第1回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第1から日程第7まで一括上程

○議長（陶山良尚議員） お諮りします。

日程第1、議案第6号「太宰府市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について」から日程第7、議案第12号「太宰府市立図書館条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員長 門田直樹議員。

〔15番 門田直樹議員 登壇〕

○15番（門田直樹議員） おはようございます。

総務文教常任委員会に付託されました議案第6号から議案第12号までについて、その審査の内容と結果を一括して報告いたします。

まず、議案第6号「太宰府市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について」、本条例は、審査の手続における書面審理を規定している条項のうち、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」の名称が「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に改正されたことに伴う改正であるとのことでした。

委員からは、具体的に実情の変化はあるかなど質疑がなされ、執行部から、デジタル申請法に基づく改正であり、実際の手続等に変更は一切ないと回答がありました。

その他質疑、討論を終え、採決の結果、議案第6号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第7号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」、本条例は、平成30年に改正された文化財保護法において、各市町村が目指す指標や中・長期的に取り組む基本的アクションプランとして新たに文化財保存活用地域計画が位置づけられたことにより、太宰府市文化財保存活用地域計画を策定するため協議を行う太宰府市文化財保存活用地域計画策定協議会を設置することに伴う改正であると説明を受けました。

また、この計画を策定することによるメリットとして、文化財を計画的に保存活用することが目に見えるようになることや、文化庁、観光庁を含んだ補助金の補助率が５％程度増加されることが上げられるとのことでした。

委員からは、この協議会のメンバー構成はどのようなになるかなど質疑がなされ、執行部から、識見を有する者、文化遺産を初め観光やまちづくり関係の専門家、関係行政機関の職員、その他教育委員会が適当と認める者として、商工会や観光協会、文化財や文化遺産にかかわって活動してある方、市民の方などで構成されとの回答がありました。

その他質疑、討論を終え、採決の結果、議案第７号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第８号から議案第１０号までの３件については、地方公務員法の改正により、令和２年４月１日から開始する会計年度任用職員制度に伴う必要条例の改正でありました。以下、議案ごとに報告いたします。

まず、議案第８号「臨時的に任用された職員の分限に関する条例の一部を改正する条例について」、本条例は、条件つきで採用された職員の分限に関し、必要な定めを追加するものであります。

具体的には、正職員には６カ月の条件つき採用期間があるが、これに加え、新たに会計年度任用職員に１カ月の条件つき採用期間が設定されており、あわせて条件つき採用職員の降任及び降給の分限処分をする際の効果等について条例で定めるものと説明を受けました。

質疑、討論を終え、採決の結果、議案第８号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第９号「太宰府市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例について」、本条例は、会計年度任用職員の育児休業に関し必要な定めを規定するものであります。

具体的には、引き続き在職した期間が１年以上で、所定の勤務日数以上の勤務を行う会計年度任用職員に、子が１歳６カ月に達する日までの育児休業の取得を可能とするなどの改正を行うものとの説明を受けました。

委員からは、１年契約の場合において、育児休業となる可能性があるのかなど質疑がなされ、執行部からは、現在の任命権者に１年以上任用されていることが条件の一つあり、これを適用されるのは、再度任用された方が対象になるとの回答がありました。

その他質疑、討論を終え、採決の結果、議案第９号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第１０号「太宰府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について」、本条例は、会計年度任用職員の公務災害補償について定めるものであります。

その内容は、非常勤職員のうち報酬を支給されるパートタイム会計年度任用職員には、既に

公務災害補償等に関する条例を適用することとなっているが、給与を支給されるフルタイム会計年度任用職員も本条例の適用対象に加えるものであるとのことでした。また、あわせて条文の表現の整理を行っていると説明を受けました。

質疑、討論を終え、採決の結果、議案第10号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第11号「太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、本条例は、令和元年8月7日の人事院勧告に伴い、令和2年4月1日から国家公務員の給与が改定されることを受けて、本市においても勧告に準じた所要の改正を行うものであります。

具体的には、住居手当の支給対象となる家賃額の下限を4,000円引き上げ1万6,000円に、最高支給限度額を1,000円引き上げ2万8,000円にするものであると説明を受けました。

委員からは、月額2万3,000円以下を払っている職員の家賃支給の下限が4,000円上がっているが、ここに該当する職員はいるのかなど質疑がなされ、執行部からは、最高支給限度額の1,000円引き上げによる該当者は45名、下限の4,000円引き上げによる該当者はいないとの回答がありました。

その他質疑、討論を終え、採決の結果、議案第11号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第12号「太宰府市立図書館条例の一部を改正する条例について」、本条例は、太宰府市民図書館の休館日に関する規定をわかりやすくし、関連する字句を整理するとともに、臨時休館及び臨時閉館の際に公示を行うという他の施設にない規定を削るものであると説明を受けました。

なお、今回の改正により、休館日及び開館時間が変更されることはなく、臨時休館や臨時閉館を実施する際には、これまで同様にホームページや館内掲示等により利用者への事前周知を図っていくとのことでした。

質疑、討論を終え、採決の結果、議案第12号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（陶山良尚議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第6号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 次に、議案第7号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 次に、議案第8号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 次に、議案第9号の委員長報告に対し質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) 次に、議案第10号の委員長報告に対し質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) 次に、議案第11号の委員長報告に対し質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) 次に、議案第12号の委員長報告に対し質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第6号「太宰府市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第6号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(陶山良尚議員) 全員起立です。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時09分〉

○議長(陶山良尚議員) 次に、議案第7号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第7号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(陶山良尚議員) 全員起立です。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時10分〉

○議長(陶山良尚議員) 次に、議案第8号「臨時的に任用された職員の分限に関する条例の一部

を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第8号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(陶山良尚議員) 全員起立です。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時10分〉

○議長(陶山良尚議員) 次に、議案第9号「太宰府市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第9号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(陶山良尚議員) 全員起立です。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時11分〉

○議長(陶山良尚議員) 次に、議案第10号「太宰府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第10号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(陶山良尚議員) 全員起立です。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時11分〉

○議長（陶山良尚議員） 次に、議案第11号「太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第11号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（陶山良尚議員） 全員起立です。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時12分〉

○議長（陶山良尚議員） 次に、議案第12号「太宰府市立図書館条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第12号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（陶山良尚議員） 全員起立です。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時12分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第8と日程第9を一括上程

○議長（陶山良尚議員） お諮りします。

日程第8、議案第13号「太宰府市印鑑条例の一部を改正する条例について」及び日程第9、議案第14号「太宰府市税条例等の一部を改正する条例について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました環境厚生常任委員会の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 小島真由美議員。

〔9番 小島真由美議員 登壇〕



○9番（小畠真由美議員） 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第13号及び議案第14号について、その審査の内容と結果を一括して報告いたします。

まず、議案第13号「太宰府市印鑑条例の一部を改正する条例について」、これは、成年被後見人であることを理由に不当に差別されることがないように、成年被後見人を資格、職種、業務等から一律に排除する規定、いわゆる欠格条項を設けている各制度について、必要な能力の有無を個別審査で判断する規定へ適正化し、所要の手續規定を整備する成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が令和元年6月14日に公布されたことに伴い、旧自治省通知、印鑑登録証明事務処理要領の一部が令和元年12月14日に改正された。その要領に基づき、今回市の条例を改正するものであるとの説明を受けました。

質疑、討論を終え、採決の結果、議案第13号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第14号「太宰府市税条例等の一部を改正する条例について」、今回の改正は、市税を初め国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、下水道受益者負担金等に係る督促手数料を廃止するものであり、関係する4条例について一部改正を行うもの。太宰府市では、平成26年4月から納税の利便性を図るためコンビニエンスストアでの納付を導入し、利用者も増加している。しかし、督促手数料徴収の関係から、当初納付書の使用有効期限が短く、期限を過ぎると市役所で再発行が必要という不便さがあった。そこで、今回、近隣市と同様、督促手数料を廃止し、当初納付書の使用有効期限を長くすることで、納税者の利便性の向上と事務の効率化を図るものであるとの説明を受けました。

委員から、督促手数料を廃止することで、納付期限を過ぎても納付しないということを懸念するが、現場の考えは、コンビニエンスストアでの納付状況はなどの質疑がなされ、執行部より、今回の廃止は督促手数料のみであり、納付の促進としては、別途延滞金ということで担保している。コンビニエンスストアでの納付状況は、平成28年度に25%だったものが、平成30年度には27.6%と確実に伸びており、増加傾向にあるとの回答がなされました。

その他質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第14号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で議案第13号及び議案第14号についての報告を終わります。

○議長（陶山良尚議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第13号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 次に、議案第14号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第13号「太宰府市印鑑条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第13号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(陶山良尚議員) 全員起立です。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時17分〉

○議長(陶山良尚議員) 次に、議案第14号「太宰府市税条例等の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第14号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(陶山良尚議員) 全員起立です。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時18分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第15号 太宰府市公園条例の一部を改正する条例について

○議長(陶山良尚議員) 日程第10、議案第15号「太宰府市公園条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案は建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 宮原伸一議員。

〔2番 宮原伸一議員 登壇〕

○2番(宮原伸一議員) 建設経済常任委員会に付託されました議案第15号「太宰府市公園条例の一部を改正する条例について」、主な審査内容と結果を報告いたします。

執行部から、効果的、効率的な都市公園機能の増進を図るため、意欲ある地域住民が公園の

管理に参画することや、専門的ノウハウのある民間事業者等が公園施設を設置、管理を行うことができるよう、都市公園法第5条第1項の規定に基づく必要な条項を追加するものと説明を受けました。

委員からは、近隣市の公園条例の状況、市内137カ所の公園の中で倉庫が設置されている公園数、施行規則制定のスケジュールについて質疑があり、執行部から、筑紫野市及び大野城市では公園条例に今回の提案と同じ条項が入っている。137カ所の公園のうち、22カ所が倉庫が設置されている。施行規則の制定は、使用料も含めて早急に対応すると考えていると回答がありました。

その他質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第15号「太宰府市公園条例の一部を改正する条例について」は、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で議案第15号の報告を終わります。

○議長（陶山良尚議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第15号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ

これから討論、採決を行います。

議案第15号「太宰府市公園条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

5 番笠利毅議員。

○5 番（笠利 毅議員） 議案第15号について反対の立場で討論を行います。

本改正案は、提案理由から明らかなが、都市公園法第5条の意図するところを太宰府市において実現可能とするためのものであり、当然のこととして都市公園法の趣旨を理解、尊重した上で制定され、事務執行されなければならない。法を市独自のローカルルールに変質させてしまうようでは、市民が他市町村の住民に対して恥ずかしい思いをしなければならない。

その都市公園法第5条は、みんなのための公園にある、みんなのための公園施設を、みんなのためになるようにうまく設置、管理できる第三者には、設置や管理を任せられるようにするものである。しかし、市の条例改正意図は、この法の趣旨と真っ向から対立する。これは実質的に、公園の無許可占有を事後的に認めるための条例提案であり、不公正な行政執行によって市民を不平等に扱おうとするものと断ずるほかない。

少なくとも以下の3点に理解不可能、そんたくすら不可能な問題があり、いずれもみんなのための公園の私物化を許す効果をもたらす。

1つ、法が定義する公園施設、これを曲解している。

2つ、同じく法が定める公園施設の設置、管理を許可し得る第三者の要件を無視している。

3つ、現状では無許可に設置されている物置の類いを、公園施設として遡及的に条例による許可対象とすることから生じるであろう法令秩序の混乱への無頓着。

1と2は、市民間の差別的な扱いを意味し、3は行政そのものを矛盾で苦しめることになるだろう。

特定団体の専用物置が公園施設にはなり得ないことは、法令上も常識上も余りにも明らかであり、よって、今回の条例改正提案は、無理解とか無頓着による過誤として説明することはできない。市による意図的な法と条例の悪用と考えるほかない。

条例制定に責任を持ち、行政のチェックを務めとする議会の一員として、提案された条例規定を本市の行政当局に今委ねることはできないと考えます。不公正、不平等を見過ごすことはできないともう一度繰り返し、本条例改正案に対しては反対を表明いたします。

○議長（陶山良尚議員） 次に、16番橋本健議員。

○16番（橋本 健議員） 議案第15号「太宰府市公園条例の一部を改正する条例について」、賛成の立場で討論いたします。

今回の条例改正は、歴史スポーツ公園において、2018年3月までが期限切れのため倉庫の撤去という監査委員からの指摘があったにもかかわらず、市や少年ソフトボール団体やグラウンドゴルフ団体の倉庫6台が今なお設置されており、無許可状態のままであることに端を発したものであります。

しかしながら、市内には現在137カ所の公園が存在しており、倉庫全部を撤去するとなると、歴史スポーツ公園を初めそのほかの公園に設置された自治会やグラウンドゴルフ関係者の皆さんにかなり影響が出てまいります。

このたび提案されました条例は、都市公園法の規定に基づく公園施設の設置と管理の許可権限を明確にするために、その一部が改正されるものであります。今後、申請をして倉庫が設置できれば、常に負担なく用具の運び出しや円滑な準備ができ、公式な大会においては便利で容易な設営が可能であります。

スポーツ環境を整え、行政が側面から支えることは、子どもたちの健やかな育成と将来の夢への応援、また高齢者の方々の生きがいづくりや仲間づくりに大いに寄与できるものと考えます。活発な人的交流により、なお一層の公園活性化につながることを期待いたしまして、賛成といたします。

○議長（陶山良尚議員） 次に、8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） 反対の立場で討論いたします。

この太宰府市公園条例の一部を改正する条例に関して、まず何より、条例改正の目的と動機に重大な問題があると考えます。これは、今定例会2日目の同議案に対する笠利議員の質疑で明らかになったことです。今まで都市公園法第6条として占用許可が出せなかった物置について、同法第5条の公園施設の運動倉庫とみなして申請をさせ、許可ができるようにするためとの執行部のご回答でありました。これは、今まで占用すら許可ができなかった一部利用者のた

めの物置を、一部の利用者により堂々と設置、管理させるがための改正ということにほかならないと考えます。

特に、同条例の改正部分の適用が想定される歴史スポーツ公園の物置については、平成24年度の行政監査において、物置が無許可で設置されていることが指摘されています。また、平成29年度の行政監査においては、公園管理者から占用許可を受けた社会教育課が、直接の利用者である社会教育団体へ、それも無償で物置の設置を認めていることが指摘されています。さらに、物置の設置については、公園の景観を損なうため好ましくないとの監査委員の所感も添えられています。

これらの再三にわたる監査委員からの指摘に対して、何ら必要な改善措置を講ずることなく、時間だけがむなしく経過して現在に至ります。

そして、ようやく事態が動き出したのが、令和元年6月、9月、12月議会での門田議員の一般質問における当該案件に対する指摘でありました。この間も物置の撤去については遅々として進まなかったわけですが、とりあえず教育部が占用物の所有団体と撤去に向けての協議を進めているとのことでしたので、改善への大きな期待を持って事態の進展を注視していたわけです。

今回、現状の物置の不法占用状態を追認、許可せんがための公園条例の改正案が提案されたのには、正直驚きました。今まで撤去を前提に協議をなさっていたはずではなかったのですか。

以上、現在問題になっている公園の不法占用に関して、真正面からの改善のための取り組みを放棄し、条例の曲解により許可を与えんがための条例改正は、本市の公園管理における公平公正の理念を根底からなし崩しにするものと考え、今回の条例改正に反対いたします。

以上です。

○議長（陶山良尚議員） ほかに討論はありませんか。

15番門田直樹議員。

○15番（門田直樹議員） 賛成の立場で討論します。

特に原稿をつくっておるわけでもありませんが、討論といいましても、言葉から受ける感じとは違って、ただ単に自分の考えを一方的に言うだけで、特に質疑、回答とかあるわけではないので、一般質問も数回行ってききましたので、問題点と課題、そして今後の方向性、でき得ればというふうなことでお話をさせていただきたいのが、まずこれに関しましては、それぞれ笠利議員、木村議員がしっかり説明していただいたとおりだと思います。問題があるけれども、結果的に反対だということだけれども、私はこれは必要だと。

そもそも上位法というか、都市公園法の中に規定があって、近隣市でもないのはうちぐらいで、遅いぐらいで、これは早くつくっとくべきだった。それによって適正な、ああいうふうな不法、不当な設置が行われないようなこともできたのじゃないかと思うんですよ。私もいろいろところで折々、そういうような必要性を訴えたこともあります。

その上で、今回初日に提案の説明がありまして、一般質問を予定しておりました。通告もいたしました、その中でこのことについて、特に第15号議案についてしっかりお聞きしようと思ったところ、中止になった。聞けなかったわけですね。だから今お二人から非常な疑問が出ているわけですよ。

この条例、法律というのは、言葉が命ですよ。これを見る限り、別に特に問題はないと私は思います、普通に見て。ところが、何でこれだけ疑問があるのかというと、やはり信用されてないんですよ。今までやってこれなかったところに持ってきて、こういった事後法、さかのぼるわけじゃないかも、さかのぼったら大変ですよ、これが。とにかく事後法の形でこういうのをつくって、現状を追認するんじゃないのかと、そういう疑問があるから、皆さん疑問に思っているんですよ。たくさんの方からいっぱい電話やらメールをいただくんですよ。おかしいんじゃないかと、何考えているんだと。やることをやらんでから、形だけつくってどうするんだというふうなことを言われています。

その上で、初日の提案理由で、部分だけ言うと、自治会等による公園施設が設置され云々、だから法第5条第1項の規定に云々ということがあるけれども、施設って何なのかと。いいんですか、こういう言葉使って。施設なのかと。施設だったら公園台帳に載っとるはずでしょう。載っているんですかって本当は聞きたいけれども、討論だから、そこは指摘しておきます。載っているはずでしょう、施設なら。何でこんな言葉を市長が、実際練ったのは現場かもしれないけれども、そういう言葉を使うこと自体、そもそもの姿勢の問題があると思うんですよ。

その上で、今後どうすればいいかという話が、初期化をすることですね。まずはきちんとした初期化、正常な形に一旦は戻すべきだと。その上で、この条例自体は必要なんだから、きちんとした適用をしていくと。先ほど橋本議員が、他の公園百三十何ぼの話しましたが、余りにも何か拡張し過ぎというか、無理があると思いますね。全然違う問題だと思う。

今後は透明かつ公平にやっていただきたいと、やっていただくと、当然、そのことを前提に賛成なんだが、そもそもこの多目的広場の利用に関しての問題から、こういうふうな問題が出てきたわけでしょう。そこをよく理解していただきたい。

先日もホームページに市民開放日なる言葉が出とって、非常に混乱というか、苦情等あったと思います。その後、手違いだったということで削除されたようですけれども、そういうふうな姿勢ですよ、姿勢。心というか、思ったことは言葉に出るわけでしょう。そういうふうなことをきっちり改善していただいて、適正な運用をしていただきたい。その上での賛成です。

○議長（陶山良尚議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第15号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起

立願います。

(多数起立)

○議長(陶山良尚議員) 多数起立です。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成15名、反対2名 午前10時33分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第16号 令和元年度太宰府市一般会計補正予算(第7号)について

○議長(陶山良尚議員) 日程第11、議案第16号「令和元年度太宰府市一般会計補正予算(第7号)について」を議題とします。

本案は各所管委員会に分割付託しておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長 門田直樹議員。

〔15番 門田直樹議員 登壇〕

○15番(門田直樹議員) 各常任委員会に分割付託された議案第16号「令和元年度太宰府市一般会計補正予算(第7号)について」の総務文教常任委員会所管分について、その審査内容と結果を報告いたします。

補正予算の審査に当たりましては、歳出より審査を行い、歳出の中で関連する歳入等の項目については、あわせて説明を受け審査を行いました。

歳出の主なものとして、2款2項1目総合企画推進費954万円の増額補正について。これは、ふるさと納税の寄附額が予定していた額より増える見込みとなったことから、2月以降の寄附に対する返礼品等の支払いに関する費用であると説明を受けました。

具体的には、クレジットカード払いの寄附によるカード会社への手数料が4万円、返礼品代やふるさと納税サイトへの委託料等として支払われるものが950万円でありました。

これに係る財源として、歳入18款1項1目ふるさと太宰府応援寄附金として1,758万円を計上しているとのことでした。

また、結果として、本年度のふるさと納税の寄附額は2億7,778万円を見込んでいると説明がありました。

委員から、業者は複数あるが、委託料は均等な金額なのかななどの質疑がなされ、執行部より、寄附額に対して何%という金額のため、業者によって異なるなどの回答がありました。

次に、10款2項1目小学校施設整備費1億1,224万円の増額補正及び10款3項1目中学校施設整備費2億9,219万5,000円の増額補正について。これは、国の学校施設環境改善交付金事業に、令和2年度として補助要望をしていた水城西小学校の普通教室棟と太宰府中学校の屋内運動場、いわゆる体育館が、令和元年度での追加補助採択を受けたことに伴い補正計上しているものと説明がありました。

このうち、水城西小学校に係る内訳は、校舎等改造工事費1億945万円、工事に伴う設計監理等委託料279万円とのことでした。また、太宰府中学校の体育館に係る内訳は、校舎等改造

工事費 2 億 8,847 万円、工事に伴う設計監理等委託料 372 万 5,000 円とのことでした。

これに関する歳入として、15 款 2 項 5 目教育費国庫補助金に、小学校費補助金として学校施設環境改善交付金 2,589 万円、中学校費補助金として学校施設環境改善交付金 6,549 万 1,000 円をそれぞれ計上し、22 款 1 項 5 目教育債には、小学校債として小学校施設整備事業 7,440 万円、中学校債として中学校施設整備事業 1 億 9,450 万円をそれぞれ計上しているとのことでした。

また、この校舎大規模改造に伴う繰越明許費として、水城西小学校大規模改造事業 1 億 1,224 万円、太宰府中学校大規模改造事業 2 億 9,219 万 5,000 円を計上されており、いずれも予算全額を繰り越すことになるとのことでした。

さらに、これに伴い、地方債補正、小学校施設整備事業債の限度額が 2,960 万円から 1 億 400 万円に、中学校施設整備事業債の限度額が 2 億 7,410 万円から 4 億 6,860 万円にそれぞれ変更となるとの説明がありました。

委員から、水城西小学校については校舎の大規模改修とのことだが、具体的な内容が決まっているのかや、体育館の改修時にはエアコンの整備は検討されているかなど質疑がなされ、執行部からは、水城西小学校については、一番北側校舎の教室のフロアや黒板など教室内部の工事を行い、太宰府中学校については、体育館内部の各設備から外壁、屋根まで大規模な改修工事を行うとの回答があり、また、体育館の空調設備については、いつから整備をするかという具体的な協議が進んでいるわけではないなどの回答がありました。

次に、歳入につきましては、19 款 1 項 1 目財政調整資金繰入金 3,486 万 4,000 円について。これは、3 月の補正財源の調整として財政調整資金を充てるものであり、令和元年度末の財政調整基金残高は 30 億 725 万 3,586 円となるとの説明を受けました。

その他審査につきましても、款項目ごとに執行部に対して説明を求め、計上の根拠等について質疑を行いました。

質疑を終え、討論では、熱中症の関係で外に出られないことや、体育館内が暑くて使えないことがあるため、今後学校体育館の工事を進めるに当たっては、さまざまな補助メニューを活用し、空調設備を整備してほしいという賛成討論がありました。

採決の結果、議案第 16 号の当委員会所管分については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（陶山良尚議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで総務文教常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。



次に、環境厚生常任委員長 小島真由美議員。

〔9番 小島真由美議員 登壇〕

○9番（小島真由美議員） 次に、議案第16号の環境厚生常任委員会所管分について、審査の内容と結果を報告いたします。

補正予算の審査に当たりましては、歳出より審査を行い、歳出の中で関連する歳入等の項目については、あわせて説明を受け審査を行いました。

当委員会所管分の主なものといたしましては、歳出2款4項1目の戸籍住民基本台帳費390万8,000円の増額補正について。これは、マイナンバーカード関連事務の委任に係る交付金で、市から地方公共団体情報システム機構、いわゆるJ-LISに支払う負担金であり、1回目の年度当初分は既に支払い済みである。今回は年度末に支払う分の増額補正であり、財源は国庫支出金に同額を計上しているとの説明を受けました。

委員から、J-LISへの支払いが増えたということは、マイナンバーカードの発行が予定を上回ったのかなどの質疑がなされ、執行部より、国のほうでもマイナンバーカードの取得促進を図っており、国の予算が増えたことも要因と思われるとの回答がなされました。

3款2項3目の教育・保育施設費225万円の増額補正について。これは、現在工事中の小規模保育施設梅の香保育園の改修工事に伴うものであり、国の補助基準が改正され、基準額がかさ上げされたことによる増額計上である。財源としては、国庫支出金に200万円計上しているとの説明を受けました。

次に、歳入の主なものは、令和元年10月から開始された教育・保育の無償化に伴う既決予算の繰り入れ変更であり、内容としては、まず10款2項1目子ども・子育て支援臨時交付金5,420万1,000円の減額補正については、9月の補正予算で1億840万3,000円としていたが、半額の5,420万1,000円となったものであり、減額分は県支出金に組みかえているとの説明を受けました。

次に、16款1項1目民生費県負担金、教育・保育給付費負担金1,719万9,000円と施設等利用給付費負担金5,550万2,000円の増額補正については、前に説明した子ども・子育て支援臨時交付金の減額補正の組み替え分であるとの説明を受けました。

委員から、子ども・子育て支援臨時交付金が当初予算額の半分5,420万1,000円になった理由と、それによる一般財源への影響はなどの質疑がなされ、執行部より、国の特例交付金は半額になったが、その分予算が組みかわり、県が補助金として支出する、よって市の持ち出しはほとんどないとの回答がなされました。

第2表繰越明許費については、保育所等整備事業として1件が計上されており、計上の根拠について説明を受けました。

その他の審査についても款項目ごとに執行部に対して説明を求め、計上の根拠などについて質疑を行いました。

質疑、討論を終え、採決の結果、議案第16号の環境厚生常任委員会所管分は、委員全員一致

で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で議案第16号の当委員会所管分の報告を終わります。

○議長（陶山良尚議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで環境厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、建設経済常任委員長 宮原伸一議員。

〔2番 宮原伸一議員 登壇〕

○2番（宮原伸一議員） 各常任委員会に分割付託されました議案第16号「令和元年度太宰府市一般会計補正予算（第7号）について」、建設経済常任委員会所管分につきまして、その主な審査内容と結果を報告いたします。

初めに、6款農林水産業費、1項農業費、5目農地費1,800万円の増額補正について。これは、市内2カ所のため池の耐震調査費として計上するものと説明がありました。また、令和元年11月に国の補正予算の方針が決定したことから、令和元年度農村地域防災減災事業の前倒しの事業採択の依頼があったことが補正の理由であるとあわせて説明がありました。

委員から、ほかのため池について今後の対応はどう考えているか質疑があり、執行部から、財源について研究しながら、危険な箇所を把握できる分については、可能な限り予算を計上して進めていくと考えていると回答がありました。

次に、7款1項4目観光費について。これは、坂本八幡宮氏子会様より指定寄附としていただいた100万円を、市が実施した年末年始の交通安全対策の経費に充当するために計上するものと説明を受けました。

委員から、年末年始の新たな警備態勢の市民の周知状況、またトラブルは起きなかったのかと質疑があり、執行部から、通常の年末年始の警備態勢に加えて、大宰府政庁周辺で交通規制を初めて導入したため、近隣にお住まいの方、許可証が必要な方からさまざまなご意見が出ている。このことから、来年は準備を前倒しして実施をしていかなければならないと考えていると回答がありました。

その他の補正予算につきましても説明を受け、質疑を行いました。

繰越明許費につきましては、当委員会所管分である6事業の繰越理由の説明を受け、質疑を行いました。

当委員会所管分の審査を終え、討論はなく、採決の結果、議案第16号の建設経済常任委員会所管分につきましては、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（陶山良尚議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) これで建設経済常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

ただいまの各常任委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(陶山良尚議員) 全員起立です。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時47分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第17号 令和元年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について

○議長(陶山良尚議員) 日程第12、議案第17号「令和元年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について」を議題とします。

本案は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 小島真由美議員。

〔9番 小島真由美議員 登壇〕

○9番(小島真由美議員) 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第17号について、その審査の内容と結果を報告いたします。

議案第17号「令和元年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について」、今回の補正は歳入のみであり、1款1項1目の第1号被保険者保険料を1,529万1,000円減額し、同額を7款2項1目の基金繰入金に増額するもの。また、これらについては予算内で増減を行うため、全体としての増減はプラス・マイナス・ゼロであると、補正額の算出資料に沿って説明を受けました。

質疑、討論を終え、採決の結果、議案第17号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で議案第17号についての報告を終わります。

○議長(陶山良尚議員) 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第17号の委員長報告に対し質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第17号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(陶山良尚議員) 全員起立です。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時50分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第13から日程第19まで一括上程

○議長(陶山良尚議員) お諮りします。

日程第13、議案第18号「令和2年度太宰府市一般会計予算について」から日程第19、議案第24号「令和2年度太宰府市下水道事業会計予算について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました予算特別委員会の報告を求めます。

予算特別委員長 門田直樹議員。

〔15番 門田直樹議員 登壇〕

○15番(門田直樹議員) 3月定例会におきまして予算特別委員会に審査付託されました議案第18号「令和2年度太宰府市一般会計予算について」から議案第24号「令和2年度太宰府市下水道事業会計予算について」までは、2月26日、第1日目の予算特別委員会において各予算の所管部長から概要説明を受け、2日目、3月13日に市長ほか副市長、教育長及び各部課長出席のもとに審査を行いましたので、その結果について報告いたします。

まず、市長の提案理由説明では、我が国の景気の状態は、1月の内閣府月例経済報告によると、緩やかな回復が続くことが期待されるとされており、総務省の令和2年度地方財政対策では、防災・減災対策の推進やまち・ひと・しごと創生総合戦略事業の充実、次世代型行政サー

ビスの推進など、地方公共団体が安定的に財政運営できるよう、地方交付税等の一般財源総額について前年度を上回る額が確保されたことを踏まえ、本市の令和2年度予算は、令和の喜びや効果を市民に還元し、令和発祥の都としてさらに羽ばたくための令和還元予算と位置づけて編成を進めてきたことを表明されました。

歳入では、給与所得の伸びや家屋の新築などから市税の増収を見込み、ふるさと納税のさらなる充実を図り一般財源の確保に努めること、歳出では、子ども・子育て支援の充実、高齢者支援、観光産業や地場産業の育成、文化財の有効活用、市民の安心・安全対策等に重点的に配分を行ったことの説明を受けました。

また、各事業を遂行するに当たっては、国、県等のあらゆる補助メニューを活用し、財源を最大限確保するように努めるとともに、持続可能な財政基盤の構築を目指した事業を展開していくと、方針についても述べられております。

委員会審査におきましては、令和2年度各会計予算書に計上された内容について、予算説明資料及び予算審査資料等を参考にしながら、総務部長ほか各所管部長に全般的な概要説明を求め、さらに各委員からの質疑に対しましては、所管の部課長より詳細な説明を受け、審査いたしました。

審査資料の請求に当たりましては、委員各位のご協力、また提出していただきました執行部の皆様方にここで改めてお礼申し上げます。

執行部におかれましては、予算審査の中で委員から出されました指摘、意見、要望などにつきまして十分検討いただき、適切な処理をなされますようお願いいたします。

なお、審査内容の詳細につきましては、議員全員で構成された委員会であることから、その内容についてここで逐一報告することは省略させていただきます。後日配付されます会議録でご確認をいただきたいと思います。

それでは初めに、議案第18号「令和2年度太宰府市一般会計予算について」報告いたします。

令和2年度の一般会計予算総額は250億3,362万円で、前年度予算と比較して6億739万円、2.5%の増額となっています。

歳入歳出予算の審査後、債務負担行為、地方債、給与費明細書、諸調書についても詳細に審査を行いました。

質疑を終え、反対討論及び賛成討論の後、委員会採決の結果、議案第18号は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第19号「令和2年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算について」、議案第20号「令和2年度太宰府市後期高齢者医療特別会計予算について」、議案第21号「令和2年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について」、議案第22号「令和2年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」の各特別会計予算について、一括してご報告申し上げます。

各特別会計の予算審査の詳細については、一般会計と同様に、予算審査の会議録をご参照いただきたいと思います。

各特別会計予算について審査を終わり、委員会採決の結果、議案第19号から議案第22号まで、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第23号「令和2年度太宰府市水道事業会計予算について」及び議案第24号「令和2年度太宰府市下水道事業会計予算について」の各企業会計予算について、一括してご報告いたします。

なお、審査の詳細については、同様に予算審査の会議録をご参照いただきたいと思います。

審査を終わり、委員会採決の結果、議案第23号及び議案第24号の各企業会計予算については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。

**○議長（陶山良尚議員）** 報告は終わりました。

質疑は、全議員で構成された特別委員会で審査しておりますので、省略いたします。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第18号「令和2年度太宰府市一般会計予算について」討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

12番神武綾議員。

**○12番（神武 綾議員）** 令和2年度一般会計予算に対して、反対の立場で討論させていただきます。

昨年10月に消費税が増税されました。総務省の家計調査によれば、増税直後の10月、実質家計消費は前年度同月比マイナス5.1%と、前回の平成14年4月の増税時を上回る落ち込みとなっています。そんな市民生活が厳しくなっている中、令和2年度予算規模は過去最高の250億円が提示をされました。予算特別委員会での質疑、さらに担当課で尋ねるなどさせていただいたことを含め、反対理由について4点述べたいと思います。

1点目は、小学校費におけるものです。今年度計上されていまして給食食材費補助960万円についてです。この費用は、今年度施政方針の中で述べられた子どもたちの健全な成長を最大限サポートすることの一つとして予算組みをされておりました。これは、子育て世帯への支援策の一つになっていたと思っております。これが今回削減となっています。

削減となれば、保護者負担が増えるのではないかとの質問に、現在、学校給食会理事会で検討がされているとの回答をいただきました。給食費の負担が増えることになるのは、容易に想像ができます。今、家計負担を増やすときでしょうか。子育て世帯応援策として、給食費の助成を進める動きが全国的に進んでいる中、逆行しています。

2点目は、保育園の待機児解消対策についてです。昨年10月から幼児教育・保育の無償化が始まったこともあり、待機児童が増加する見込みとの資料が提示されました。以前、保育士確

保の対策として提案していました家賃補助助成事業が盛り込まれましたが、それと並行して進めるべき受け皿、保育園の増設自体が増えておりません。

預ける先がなければ、働きに出られません。定員に届いていない届け出保育所、企業主導型保育所との連携、情報交換など積極的に受け入れを増やし、家計の収入増、さらには保育施設を利用することによる無償化の公平化につながるよう対応を要望いたします。

3点目は、各種団体への補助金交付要綱についてです。交付要綱の整備が進んでいません。支出の裏づけとなる根拠を明文化し、全体の見直し、適正化が必要だと考えています。

4点目は、特定地域にお住まいの市民の皆さんへの扶助費、活動団体への支出についてです。施設の利用対象などとあわせて改善が進んでいません。

扶助費である老人医療費、介護サービス費は、本来個人で負担する部分を行政が負担しており、市民は納得していません。79歳以上のご高齢で経済的に厳しく、余裕のない生活を送られる方が増え、生活保護利用者が増加傾向にある中、特定地域のみ特別扱いせず、不平等な施策を解消するために努めていただくことを要望いたします。

他の議員の皆さんにおかれましても、市民の平等性という点からも、いま一度考えて判断をいただきたいと思います。

以上を反対理由といたします。

最後に、令和2年度市政を進めていく上で申し上げたい点が2点ございます。

1点目は、中学校給食の実施についてです。

議会へ今議会、市民団体より陳情が出されました。この2団体を含め、3団体が市長への面会も申し入れされたと聞いていますが、どの団体とも会われていません。代表質問に、市民との意見交換会、意見聴取を実施していただきたいと要望もいたしましたが、直接話がしたいという市民については、お会いになってお話を聞いていただきたいと思います。何度も申し上げますが、中学校給食実施については、私たち議員としても最重要案件です。誠実な対応を望みます。

もう一点は、小学校に通う車椅子利用のお子さんが校内の移動に制限があるため、エレベーターの設置を望む保護者から、署名3,464筆と要望書が出されておりましたが、それにかかわる予算、設置費用が計上されていません。学校施設整備計画の策定中ということもあり、二重投資になるという可能性もあるとのことで、進んでいないというお話でした。

子どもは日々成長し、体が大きくなり、自己判断で行動していきます。移動の自由を保障するためにも、この計画、スピードを上げて取り組んでいただきたいと思います。

教育予算について、楠田市長は今年度10%増額していると議会等で述べられてこられました。令和2年度予算では、前年度比8.8%減として、2年前の予算額に後退をしています。年度途中での子育て世代への支援、子どもの成長を保障する予算組みを要望します。

今回の予算は、楠田市長任期4年での折り返し地点での編成となり、市政をどう変化させていくのか市民が注目をしています。今現在、コロナ感染症の影響により、学校休業、施設の閉

鎖で社会全体の閉塞感が広がっています。消費税増税の影響プラス家計の支出は自由に使える余裕が減る中で、さらに追い打ちをかける状況になるのではないかと不安な状況です。

ふるさと納税に取り組みつつ、地場の企業、事業者を元気にし、増収につなげ、足場をかため、自主財源を増やしていく、そして特に若い世代、子どもたちや福祉的支援が必要な市民への細やかな家計応援施策に取り組んでいただきたいと思います。市民は、さすが楠田市長、しがらみなく取り組んでくれていると感じられる市政運営を期待しています。

長くなりましたが、以上をもって討論とさせていただきます。

令和2年度一般会計予算については、同会派の藤井雅之議員とともに反対とさせていただきます。

○議長（陶山良尚議員） 次に、5番笠利毅議員。

○5番（笠利 毅議員） 議案第18号「令和2年度太宰府市一般会計予算について」、賛成の立場で思うところを述べます。

総括と構想の一年の令和還元予算ということなのですが、それぞれ必然的に今年やらざるをえないこと、また行政が常に市民のために行わなければならないことを表現しているものだと受けとめています。

総括と構想の一年ということですが、総括の年ということはおのずと画期的な方針を出すタイミングではないということだと感じています。予算案からそう判断しています。画期は構想と連動して示されることを期待しています。

ただし、コロナウイルスの影響もあり、予定どおりの予算執行が厳しい状況に陥ることも想定しておかなければならないと考えます。厳しい社会環境の中で、何をどう還元していくか、何を選び何を捨てるか、厳しい判断を迫られるかもしれません。この一年の判断の積み重ねが、直ちに総括として受けとめられ、また構想そのものと受けとめられる、そのことを覚悟していただきたいと思います。

楠田市長におかれては、中学校給食や学校や公共施設のあり方、またともに生き、ともに暮らす中でお互いを尊重し合える社会を実現することなど、広く市民とともに将来を見据えていく姿勢を貫いてほしいと思います。

また、次の10年に向けて、職員の方々が充実感と期待感を得られるよう、予算が効率的に執行されてほしいと、そのことを期待すると述べて、賛成討論といたします。

○議長（陶山良尚議員） 次に、8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） 賛成の立場で討論します。

今改めて、昨年9月議会、平成30年度決算認定の際の私の賛成討論を振り返りますと、楠田市長が進めておられる徹底した行革と超成長戦略で財政再建の取り組みについては、私も大賛成であり、その徹底した行革と選択と集中についての具体的な取り組みを令和2年度の予算に反映させていただきたい、本市行革の核心部分に切り込んでいただきたいと思いますところですので。



そして今回、令和還元予算と銘打たれた令和2年度予算については、平成30年度決算認定における反省、課題を念頭に審査を行いました。残念ながら徹底した行革と選択と集中の新たな形を見出すことはできませんでした。しかしながら、楠田市政の政策の柱の一つであります徹底した行革と選択と集中は、必ずやどこかに隠れている、織り込まれているものと願っております。

さて、令和2年度予算で我々が何より配慮すべきは歳入ではないでしょうか。本予算では、市税の増収とふるさと納税の伸びを見込んでいますが、予算編成後の新型コロナウイルスに伴う社会情勢の劇的な変化により、現段階では予測が難しいものの、厳しい状況を覚悟すべきと考えます。

そして、歳出であります。今の段階から、非常時の選択と集中に向けての具体的な事業仕分けの準備を始めるべきかもしれません。恐らく誰もが経験したことのないこれからの状況に対して、想定の上でお話すること自体、どれほど意味があることなのか、私自身も全くのところ確信も実感もないわけですが、あえて触れさせていただきました。

楠田市長におかれましては、非常事態の予算対応のシミュレーションを既にお考えなのではないですか。その際にも徹底した行革と選択と集中の理念をしっかりと貫いていただきたいと考えます。

以上、これから本市を待ち受ける想定を超えるであろう情勢の変化に対して、考え得る限りの周到な準備と臨機かつ柔軟な対応をお願いして、私の賛成討論とします。

以上です。

○議長（陶山良尚議員） ほかに討論はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第18号に対する委員長の報告は原案可決です。

本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（陶山良尚議員） 多数起立です。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成15名、反対2名 午前11時08分〉

○議長（陶山良尚議員） 次に、議案第19号「令和2年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第19号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(陶山良尚議員) 全員起立です。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前11時08分〉

○議長(陶山良尚議員) 次に、議案第20号「令和2年度太宰府市後期高齢者医療特別会計予算について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第20号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(陶山良尚議員) 全員起立です。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前11時09分〉

○議長(陶山良尚議員) 次に、議案第21号「令和2年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第21号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(陶山良尚議員) 全員起立です。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前11時09分〉

○議長(陶山良尚議員) 次に、議案第22号「令和2年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第22号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(陶山良尚議員) 全員起立です。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前11時10分〉

○議長(陶山良尚議員) 次に、議案第23号「令和2年度太宰府市水道事業会計予算について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第23号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(陶山良尚議員) 全員起立です。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前11時10分〉

○議長(陶山良尚議員) 次に、議案第24号「令和2年度太宰府市下水道事業会計予算について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第24号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(陶山良尚議員) 全員起立です。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前11時11分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20 議案第25号 令和元年度太宰府市一般会計補正予算(第8号)について

○議長(陶山良尚議員) 日程第20、議案第25号「令和元年度太宰府市一般会計補正予算(第8号)について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 楠田大蔵 登壇〕

○市長（楠田大蔵） 皆さん、改めましておはようございます。

冒頭、まず申し上げます。

今議会は、新型コロナウイルス対策のため、議会側のご配慮によりまして日程を簡略化いただき、誠にありがとうございます。

おかげさまでこの間、市を挙げて対策に取り組むことができました。今後も感染拡大防止や経済対策など、対策に万全を期してまいります。

さて、令和2年太宰府市議会第1回定例会最終日を迎えまして、本日ご提案申し上げます案件は、補正予算1件の議案のご審議をお願い申し上げるものであります。

それでは、提案理由の説明を申し上げます。

議案第25号「令和元年度太宰府市一般会計補正予算（第8号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出をそれぞれ1,322万6,000円増額し、予算総額を266億6,111万9,000円にお願いするものであります。

主な内容といたしましては、総理要請に基づく新型コロナウイルス感染の拡大防止対策により、小学校、中学校を臨時休業措置といたしましたことに対し、子どもの居場所を確保するために、急遽学童保育所の受け入れ時間を延長いただいたことに伴う指定管理料の追加費用を計上させていただいております。なお、この費用は国より全額補償されることとなっております。

その他といたしまして、元気づくりポイント事業におきまして、ポイント事業の交換者数が当初見込みから大幅に増加の見込みであることから、健康づくり奨励品に係る費用を追加計上させていただいております。

あわせまして、新型コロナウイルス感染拡大防止対策の影響により、年度内での完了が困難な事業につきまして、繰越明許費の追加を4件補正計上させていただいております。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

なお、今後も積極的、機動的な新型コロナウイルス対策を実行するに伴い、基金の活用なども含め、こうした財政措置やさまざまな案件をご提案することもあるかと思いますが、どうぞ議員各位のご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由とさせていただきます。

○議長（陶山良尚議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

議案第25号「令和元年度太宰府市一般会計補正予算（第8号）について」質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

9番小島真由美議員。

○9番（小島真由美議員） 賛成の立場で討論をいたします。

まず、一連の新型コロナウイルス対策に、市長の陣頭指揮のもと、いち早く対策本部を設置され、全庁を挙げて市民の安全・安心のためにご尽力いただいておりますこと、心より敬意を表し、感謝を申し上げます。

特に、小・中学校の臨時休校に伴い、所管課である学校教育課、また保育児童課は迅速に午前中からの預かり態勢を整えていただきまして、本当にありがとうございます。ひとり親世帯の方々から特に助かりますと、また多くのありがとうございます、よろしくお伝えくださいというお声をいただき、代弁させていただきまして、今回のこの提案についての賛成討論とさせていただきます。

今後どうか国の特例措置を広く活用されて、ご支援のほどよろしくお願いいたします。

○議長（陶山良尚議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第25号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（陶山良尚議員） 全員起立です。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前11時15分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第21 意見書第1号 I R推進法及びI R整備法の廃止を求める意見書

○議長（陶山良尚議員） 日程第21、意見書第1号「I R推進法及びI R整備法の廃止を求める意見書」を議題とします。

本案は建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 宮原伸一議員。

〔2番 宮原伸一議員 登壇〕

○2番（宮原伸一議員） 建設経済常任委員会に審査付託されました意見書第1号「ＩＲ推進法及びＩＲ整備法の廃止を求める意見書」についての審査内容、結果を報告いたします。

協議では意見はなく、討論では、この法案は、観光大国としての地位確立を目指すためのものであり、地域経済の発展と雇用拡大という経済活性化が期待できる。また、ギャンブル依存症が懸念されているが、日本の場合は週3回、月10回まで、顔認証のチェックと本人確認のマイナンバーカード提示という入場制限つきの対策がなされている。国、カジノ管理委員会、自治体等が慎重に規制等を検討し施行できる体制となっていることは明白であるとの反対討論が3件あり、賛成討論はありませんでした。

採決の結果、賛成委員はなく、意見書第1号は否決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（陶山良尚議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

3番舩越隆之議員。

○3番（舩越隆之議員） 「ＩＲ推進法及びＩＲ整備法の廃止を求める意見書」について、反対の討論を申し上げます。

国としては、諸外国に負けたくない国際的な国にしたいという思いで、この中でいろいろな形で規制をかけながら進めていると思われます。2016年、平成28年にＩＲ推進法が成立、2018年4月にはＩＲ実施法案が閣議決定され、同年7月に成立しました。ただ、カジノに対する法律の整備がいまだに進められている状態でありますので、今の段階で意見書を出すのはいかなものかと思い、この意見書に対しては反対意見といたします。

以上です。

○議長（陶山良尚議員） ほかに討論はありませんか。

4番徳永洋介議員。

○4番（徳永洋介議員） 意見書第1号「ＩＲ推進法及びＩＲ整備法の廃止を求める意見書」について、賛成の立場で討論に参加します。

カジノ法案から3つの問題点が懸念されています。1点目は、ギャンブル依存症の増加です。日本では既に、パチンコ、パチスロ等によるギャンブル依存症が蔓延していると言われており、日本でギャンブル依存症の疑いにある状態になったことがある人は3.6%、人数に換算すると約320万人になると言われています。

2点目は、マネーロンダリングの増加です。マネーロンダリングとは、違法な手段で得た資金の出所をわからなくさせ、正当な方法で得た資金に見せかけるという犯罪行為です。カジノは古くから、マネーロンダリングの場として利用されてきました。

3点目は、治安の悪化です。カジノで日々大金が動くことや、外国人観光客を初め多くの人が集まること、その他のさまざまな問題点が重なることで犯罪が起りやすくなり、治安が悪化するのではないかと問題視する声が多数あります。

このような多くの課題がある法案を担当した内閣副大臣、国交省副大臣を務めた国会議員が、2019年12月、収賄容疑で逮捕されました。

このような議員が決めた I R 法案で特に問題とされているのは、特定金融業務という項目が追加されたことです。特定金融業務とは、カジノ事業者が管理する口座に預託金を積んだ人には、お金を無利子で幾らでも貸し付けられます。しかし、返済期間は2カ月以内で、それを支払えなかったら、14.6%の遅延損害金をつけて回収業者に回収させてよいというものです。しかも、銀行法の規定は適用されません。回収業者はあらゆる手段で回収し、暴力団の資金源になることが予想されます。このようなリスクの高いあやふやな条文がある I R 実施法は廃止しなければ、国民生活を壊すことになります。

横浜市民の方々の猛烈な反対は、私は理解できます。もし本市にもこのようなカジノができることになったとき、太宰府市民の方は賛成するでしょうか。この法案を廃止することは、国民生活を守ることにつながることは間違いないことを申し上げ、賛成討論とします。

○議長（陶山良尚議員） ほかに討論はありませんか。

1 番柳原莊一郎議員。

○1 番（柳原莊一郎議員） 意見書に反対の立場です。

I R 法は、国際競争力の高い統合型リゾートを国内に設置することで、多くの訪日外国人旅行者の獲得を目指す成長戦略であります。その結果、国の財政力強化と地方への経済波及、雇用の拡大などが図られることを目的としています。

一方で、カジノ施設の設置が含まれることで、特有の課題があることも指摘されており、その中にギャンブル依存症増加への懸念などがあります。

これに対して、依存症対策のための基本法の成立のほか、国内利用者の入場に対しては、諸外国などと比較しても極めて高水準の制限を設けるなど、対策が図られています。

また、近く発表される予定の I R 設置に向けた基本方針では、計画策定者である自治体や事業者に対し、カジノによる有害な影響の排除を評価項目に盛り込むなど、その他の課題とあわせて対策を強めています。

以上のように、本来の目的に即し、必要な対策が今後も政府において図られていくことから、当議会において I R 法の廃止要求は不要であるとの考えであり、本意見に対しては反対をいたします。

○議長（陶山良尚議員） ほかに討論はありませんか。

5 番笠利毅議員。

○5 番（笠利 毅議員） 意見書第 1 号「I R 推進法及び I R 整備法の廃止を求める意見書」について、賛成の立場で意見を述べます。

私は、公営ギャンブルのある町と基地のある町に挟まれた自治体に生まれ育っています。大きなお金が落ちる町の存在は、自治体間の格差を生むと同時に、社会にひずみをもたらすことを見聞きして育ってきました。

統合型リゾートは、世界的または国内的な富の偏在を前提とするとともに、格差とひずみの連鎖を帰結すると考えています。格差の解消のほうがむしろ問題だというときに、日本が本当に目を向けなければならない問題から目をそらさせる役割を果たすとも考えます。

ギャンブルを経済の柱のように考えることにも抵抗を持っています。統合リゾートがカジノとイコールでないことは承知していますが、カジノをどう扱うかが大きな問題点となっていることは否めません。経営者からすれば確実にもうかるカジノも、したがって国ももうかるということになるのでしょうか、客からすればばくち以外の何物でもありません。ばくちに負けても困らないような人たちからは、しっかりと税金を取るほうがよい、そう考えます。

これは一国民としての見解ですが、意見書には賛成いたします。

○議長（陶山良尚議員） ほかに討論はありませんか。

15 番門田直樹議員。

○15 番（門田直樹議員） いろいろ考えていたんですが、実は私、保護司をもう長いことやっておりまして、17 年ぐらいもうやっているんですが、さまざまな対象者をいろいろかかわってきたわけですけれども、このギャンブル依存症、どこからが依存症かということは昔から曖昧なんです。端的に申しまして、本人も家庭も破滅すると。特に子どもが大変な状況に置かれると、その生育というものが、もうほとんど見るにたえないようなものを幾つも見てきております。

先ほど来、いろいろ制限をするであるとかおっしゃいますけれども、同時に国の財政に寄与するようなことも言われていると。つまり、もうけながら制限するって、何かどうも矛盾しているようなところがあるのと、実は社会の中で、反社会あるいは犯罪組織というものはさまざまな工夫をもっとするんですよ。そういったものの中で、そううまくいくことはないと思う。みんなが幸せになることは私はないと思うんですわ。やはりばくちはばくちです。

以上で意見書には賛成です。

○議長（陶山良尚議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第 1 号に対する委員長の報告は否決です。

したがって、原案について採決いたします。



意見書第1号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(少数起立)

○議長(陶山良尚議員) 少数起立です。

よって、意見書第1号は否決されました。

〈否決 賛成8名、反対9名 午前11時27分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第22 太宰府市議会災害対応調査特別委員会最終報告について

○議長(陶山良尚議員) 日程第22、「太宰府市議会災害対応調査特別委員会最終報告について」を議題とします。

委員長の報告を求めます。

太宰府市議会災害対応調査特別委員会委員長 徳永洋介議員。

〔4番 徳永洋介議員 登壇〕

○4番(徳永洋介議員) 太宰府市議会災害対応調査特別委員会の調査研究につきまして、最終報告をいたします。

本特別委員会は、令和元年6月定例会において、市内において大規模災害が発生した場合における議会及び議員の対応に関することを明確にし、迅速かつ的確な災害応急対策、災害復旧及び災害からの復興に寄与するため、構成委員6人で設置されました。

昨年12月の中間報告の際に申し上げましたが、ここ数年、豪雨の際には太宰府市災害対策本部が数日間にわたって設置され、関係者の負担が長期にわたっている状況にあります。

そこで当委員会では、市議会、そして議員が災害時に執行部の一助となる適切な行動を明らかにするため、まず全国市議会議長会の配信映像を視聴し、豪雨で甚大な被害を受けた地域の議員が、住民からの情報、要望等を災害対策本部へ直接連絡することで混乱が生じたという事例等を学び、議員の行動のあり方について、委員内の意識の統一を図るとともに、平成15年の豪雨災害を経験した委員の話聞くなど、本特別委員会の役割を再認識しました。

さらには、熊本市で開催された研修会へ委員全員で参加し、熊本地震を経験された自治体の状況や反省点を学びました。

また、非常事態の行動指針等について他の市議会の内容を比較するなど、作業部会を11回、特別委員会を7回開催し、調査研究を重ね、このたび災害時の議会及び議員の対応に関することについて、議員と議会事務局の行動のあり方を定める太宰府市議会災害対策対応指針、太宰府市議会災害対策会議要綱及び太宰府市議会BCP(業務継続計画)の3つを作成いたしました。

これより作成しました3つの内容を抜粋してご報告することで、最終報告にかえさせていただきます。

1つ目の太宰府市議会災害対策対応指針では、地震等の大規模災害時における議会の対応について、太宰府市災害対策本部が迅速かつ円滑な応急対策に全力で専念できるよう、大局的な

見地から必要な協力、支援を行うことと、国、県、関係機関等に適切な要望活動を行い、市の復旧・復興の取り組みをバックアップすることなど、3点を基本方針として決めました。

また、災害時の対応の基本方針としては、議会は、災害の状況に応じ市対策本部が行う災害対応に最大限の協力をする、特に市対策本部設置期間においては、執行部が災害対応に専念できるよう、会派及び議員は、緊急の場合を除き、太宰府市議会災害対策会議を経由して情報等の共有を行うなど、4点について明文化しました。

2つ目の太宰府市議会災害対策会議要綱では、指針で定めた太宰府市議会災害対策会議について、議長は、太宰府市災害対策本部が設置されたときは、速やかに災害対策会議を設置するとし、所掌事務を初め組織など、全10条にわたり明文化しました。

そのうち第5条の運営体制では、状況に応じて1次から3次体制を整備、構築し、明確な基準のもとに組織的に行動するものとする定め、第7条の議員の役割では、必要に応じて、被災地、避難場所等において情報収集を行い、災害対策会議へ報告することなど、災害時における議員の活動について明らかにしました。

また、第8条では、災害対策会議の解散について、災害発生時の応急対策から復旧・復興体制へ移行し、常任委員会等にその職務を引き継ぐことが適当と認められる場合、災害対策会議に諮り、これを解散すると決めました。

3つ目の太宰府市議会BCP（業務継続計画）では、非常時に市議会の役割を果たすべく、災害時の議会、議員及び議会事務局の役割を初め災害の状況や時間経過に伴う議会の体制、議員と事務局職員の行動基準、環境整備及び計画の運用のほか、太宰府市議会防災会議を常設の機関とすることで、平常時においても研修や情報伝達訓練を議会で取り組むことなどを盛り込みました。

今後、市議会は、太宰府市議会災害対策対応指針、太宰府市議会災害対策会議要綱及び太宰府市議会BCP（業務継続計画）に基づき、市への協力、支援に努めてまいります。

なお、これらにつきましては、後日、市議会ホームページに掲載予定でありますことを申し添えます。

以上をもちまして太宰府市議会災害対応調査特別委員会の最終報告といたします。

○議長（陶山良尚議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで質疑を終結し、報告を終わります。

自席へどうぞ。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第23 閉会中の継続調査申し出について

○議長（陶山良尚議員） 日程第23、「閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

別紙のとおり議会運営委員会、各常任委員会、特別委員会から、太宰府市議会会議規則第

110条の規定により継続調査についての申し出がっております。

お諮りします。

それぞれの申し出のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) 異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長(陶山良尚議員) 以上で本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

お諮りします。

本定例会において議決されました案件について、各条項、字句、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第42条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

これをもちまして令和2年太宰府市議会第1回定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) 異議なしと認めます。

よって、令和2年太宰府市議会第1回定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時35分

~~~~~ ○ ~~~~~

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

令和2年5月21日

太宰府市議会議長 陶 山 良 尚

会議録署名議員 船 越 隆 之

会議録署名議員 徳 永 洋 介